

改正労働契約法の趣旨に反した

『雇止め』阻止・無期転換促進に向けて

署名にご協力をお願いします!!

法改正の趣旨は非正規職員の“雇用の安定”“安心して働き続けることができるように”です。しかし今、名古屋大学では法人化後採用の期限のある契約・パートタイム職員 1,848 名が雇止めの危機にさらされています。これは非正規職員だけの問題ではありません。

名古屋大学は、半数が非正規職員

名古屋大学では、2016 年 (H. 28) 4 月 1 日現在、3,294 名の非正規教職員が働いています。これは大学全体の教職員の約半数であり、大学の業務の半分以上を非正規教職員が担っています。実際、部局事務室の多くの係が、係長 1 名、係員 1 名、そして複数の契約・パートタイム職員 (以下パート職員) の構成で業務が行われています。改正法施行から 5 年となる 2018 年 (H. 30) 3 月 31 日に、期限付き契約・パート職員が雇止めになれば、各職場での混乱は必至です。

恒常的業務を担っています

度重なる定員削減に伴い、パート職員はかつて正規職員が担っていた仕事を引き継いでいます。2010 年 (H. 22) 3 月 25 日開催のパート職員の 5 年期限付き雇用の撤廃問題での組合と大学との総長交渉 (総長は欠席) 時、当時の人事労務担当理事が「正規と同じ仕事をしていると認識している。パートは貴重な戦力だ。定年まで働いて頂くことを前提にする。」と発言されています。正規職員と同じ恒常的業務を担い、むしろほぼ 3 年毎に異動がある正規職員より業務に精通している契約・パート職員も多くいます。

宛名シール

国立大学法人名古屋大学
総長 松尾 清一 殿

署 名

名古屋大学職員組合
契約・パート職員部会

希望する契約・パートタイム勤務職員の無期転換を要求します。

本学では、法人化後に採用されたパートタイム勤務職員 (以下パート職員) に当初は 3 年の期限、その後一律 5 年という雇用期限が設けられました。2010 年 (H. 22) 2 月「雇用期限の撤廃」を求める学内構成員の声である 2,579 筆の署名を総長に届けることにより、公募により一年の空白期間を経ることなく再雇用が可能になりました。しかしながら大学は、2013 年施行予定の改正労働契約法へ対応するべく“雇用期限は一律 5 年、6 ヶ月の空白期間を経てのみ再雇用可能”と一方的に変更しようとしていました。これについて組合との交渉の末“部局の長の判断で空白期間を経ずとも 5 年を超える雇用を可能とする”となり現在に至っています。多くのパート職員がそれまで培ってきた能力・経験を生かし 5 年を超えて働いています。

2013 年 (H. 25) 4 月 1 日に施行開始となった改正労働契約法は本来、有期労働契約で働く人の雇止めを解消して、安心して働き続けることができるようにするためのものです。しかし、部局によっては、その趣旨に反して、無期労働契約への転換権が発生する前に雇止めとする対応をとっているところがあり、雇用不安が広がっています。継続的に業務を担ってきたパート職員を雇止めとし、後任に新規採用のパート職員や、部局によっては派遣職員を充てる考えのところもあります。経験や知識の蓄積がなくなり、正規職員に新人を育成する負担が増え、教育研究にも少なからず影響が出ることが予想されます。

松尾総長が目指す「世界屈指の研究大学に」を実現するためにも、契約・パート職員が安心して働き続けることができ、正規職員とともに活躍できる職場になることを望みます。

私たちは松尾総長に以下のことを要求します。

- 1. 無期労働契約への転換権が発生する前の雇止めを禁止すること
- 2. 希望する契約・パートタイム職員を無期転換すること

氏 名	
所 属	
〔□にチェックを入れてください。〕	
雇用形態	☐ 契約職員 ☐ パートタイム職員 ☐ 正規職員 ☐ その他
職 種	☐ 事務・図書 ☐ 技術・技能 (含医療職) ☐ 秘書 ☐ 教員 ☐ その他
松尾総長へのメッセージがあればどうぞ	

※この署名は、総長に提出する以外には使いません。

気づいていますか、あなた自身や周りで働いている方のことです！

このままでは、2018 年(H.30)3 月 31 日に雇止めの惧れがあります。

あなたの声を総長に！

契約・パートタイム職員の改正労働契約法の趣旨に反した『雇止め』阻止・

無期転換促進に向けての署名にご協力ください。（署名は裏面です）

-----（この線で山折り）-----

名古屋大学に働く皆様

★改正労働契約法の趣旨は、雇止めの不安から解消され、安心して働き続けられるようにすることです。名古屋大学では、「部局の長が必要と認める場合、5 年を超える雇用(更新)を可能とする」「無期雇用とされた場合の人件費は部局の負担」とされており、部局によっては、改正労働契約法の趣旨に反して、無期労働契約への転換権が発生する前に雇止めとする対応をとる方針のところもあります。
みんなで声をあげて雇止めを阻止しましょう。

★誰もが安心して働き続けることができる名古屋大学になることを願い、この署名に取り組んでいます。

★裏面の署名欄に記入のうえ、下の部分を返信用封筒にして職員組合宛に返送いただくか、下記の URL から電子署名をお願いいたします。

<http://cps.nuufs.org/>



★署名の第一次締め切りは 2 月 10 日（金曜日）です。

-----（この線で山折りしてホチキスで止めると「返信用」封筒になります）-----

返信用

ホチキスで止めます

学 内 便

名古屋大学職員組合 行

（署名在中）

ホチキスで止めます

当事者の声！

（2016 年(H.28)3 月に実施した契約・パート職員の組合員対象の雇用期限についてのアンケート回答より意見を抜粋）

名古屋大学に愛着をもって働く人材を長く雇用すべきです。財源はあるはずです

- ・名古屋大学が好きで問題なく働いて引き続き雇用されたいと願っている人と、まだ働いたことがなくどう大学に貢献するかわからない人を入れ替える発想が理解できない。本当に良い大学作りを考えているのだろうか？
- ・一人の人間としてより、単なる「コマ」に過ぎない、と考えられているのだと思う（日本中のあらゆる場で、今問題!!）
- ・（省略）私は今年 9 月末で 5 年です。先生には退官されるまで（後 2 年半）引き続き働いて欲しいと言われていますが、無理でしょうか？（省略）
- ・事も有ろうに、国立大学がブラック企業みたいな手段で、雇用に不安を与えていることに、一刻も早く気付いて欲しいです!!
- ・H.30.3.31 退職と言われています。毎日自分なりに頑張っていますが、2 年後の更新がない事を考えると時々空しくなります。同じ部署が無理なら、せめて他部署の応募は OK というような希望が持てる制度にしていきたい。（省略）
- ・（省略）私も類に漏れずこのままでいくと平成 30 年で雇止めになります。私の周りのほとんどの人は平成 30 年で雇止めになるので、たぶん半数以上の非常勤職員が入れ替えになる可能性があるのではないかと想像しています。（省略）常勤並みに業務をこなす非常勤職員をずっと雇用する方が、業務をスムーズに遂行していくという面でも、メリットは大きいと思います。5 年以上のキャリアが一瞬にしてゼロからというのは、大学にとってもマイナスな気がします。それを感じているのは私たち非常勤職員だけでなく、一緒に仕事をしている常勤職員の方々も同じだと思っています。（省略）
- ・人は宝です。2～3 年以上、名大で育った大切な人材を予算がないだけの理由で「ゼロ」にするのは、名大そのものの財源をゆるがします。予算がないからこそ、1 人で新人 2～3 人分の仕事ができる経験者をうまく使って、少ない財源の中で、豊かな組織を作るのです。（省略）
- ・労働法には「無期労働契約後の労働条件は、別段の定めがない限り直前の有期労働契約と同一になる」とされており、無期契約となっても労働条件が変わるものではない。寧ろ、毎年契約更新の有無を気にかけることもなく業務に専念でき、これまで培ってきた能力や経験を活かし働き続けることができることは大学にとっても望ましいことである。

“皆さんの声で名古屋大学は変わります!!”

契約・パートタイム職員の改正労働契約法の趣旨に反した『雇止め』阻止

無期転換促進に向けての署名にご協力ください。

名古屋大学職員組合 （電話）052-789-4913、（内線）東山 4913
（所在）工学部二号館北館 332 号室